



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 筑 邦 銀 行  
代 表 者 取締役頭取 佐 藤 清 一 郎  
(コード番号 8398 福証)  
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 執 行 謙 二  
(TEL 0942 - 32 - 5897)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月 28 日に開催予定の第 92 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

当行は、平成 27 年 11 月 30 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、本年 6 月 28 日に開催予定の第 92 期定時株主総会の承認を前提に、コーポレートガバナンスを一層充実させ、更なる企業価値の向上を図ることを目的に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 28 年 6 月 28 日（火）
定款変更の効力発生日（予定）	平成 28 年 6 月 28 日（火）

以 上

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機 関)</p> <p>第 4 条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 1．取締役会 <u>2．監査役</u> <u>3．監査役会</u> 4．会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当銀行の公告は、福岡市で発行する西日 本新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機 関)</p> <p>第 4 条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 1．取締役会 <u>2．監査等委員会</u> (削 除) 3．会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当銀行の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によ</u> <u>って電子公告をすることができない場合</u> <u>は、福岡市で発行する西日本新聞に掲載す</u> <u>る方法により行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 13 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 13 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条～第 20 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条～第 20 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第 21 条 当銀行の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第 22 条 取締役は、株主総会の決議によって選任 する。その選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の 3 分の 1 以 上を有する株主が出席し、その議決権の過 半数をもって決する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 21 条 当銀行の取締役(<u>監査等委員であるもの</u> <u>を除く。)</u>は、15名以内とする。 <u>当銀行の監査等委員である取締役は、6</u> <u>名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 22 条 取締役は、株主総会の決議によって選任 する。</p> <p><u>前項の規定による取締役の選任は、監査</u> <u>等委員である取締役とそれ以外の取締役</u> <u>とを区別して選任しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>___ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役、役付取締役)</p> <p>第24条 取締役は、取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役頭取1名、取締役副頭取1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>当銀行を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定めるものとする。</p> <p>(決議事項)</p> <p>第26条 取締役会は、取締役全員をもって構成する。取締役会は、法令または定款に定める</p>	<p>___ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>___ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>___ 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>___ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役、役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長1名、取締役頭取1名、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して定める。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>事項のほか当銀行の業務執行中重要な事項を決する。</u></p> <p><u>監査役は、取締役会に出席し必要と認めるときは意見を述べなければならない。</u></p> <p>(招集者、議長)</p> <p>第27条 <u>取締役会は、頭取これを招集しその議長となる。頭取事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p>第28条 <u>取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役および監査役に対して発する。ただし、急を要するときはこの限りでない。</u></p> <p><u>取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、これを開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第29条 <u>取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第30条 <u>当銀行は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該議決事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第31条 <u>取締役会の議事については、議事録を作り議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役これに記名押印または電子署名し、当銀行に保存する。</u></p>	<p>(招集者、議長)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p>第27条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、これを開くことができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 <u>当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削 除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p><u>あるときは、他の監査役も招集することができる。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p>第40条 <u>当銀行の監査役会の招集通知は、会日より3日前に各監査役に対して発する。ただし、急を要するときはこの限りでない。</u></p> <p><u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、これを開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第41条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第42条 <u>監査役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>銀行は、前項の議事録を10年間本店に備え置かなければならない。</u></p> <p>(監査役会の規程)</p> <p>第43条 <u>監査役会に関する規程は別に監査役会の決議をもって定める。</u></p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第44条 <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>監査等委員全員の同意があるときは、招</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第45条～第46条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第48条～第52条 (条文省略)</p>	<p><u>集の経路を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第38条～第42条 (現行どおり)</p>